

新たな青森市スポーツ推進計画 【素案】

((仮称) 青森市教育振興基本計画から抜粋)

文中の網掛下線部は主な変更点

目次

※（仮称）青森市教育振興基本計画からの抜粋のため基本施策 17 から始まります

基本施策 17 スポーツ・レクリエーション活動を推進します。..... 1

- 施策 17-1 スポーツ・レクリエーション活動への参加機会の提供..... 1
- 施策 17-2 子どものスポーツ・レクリエーション活動の促進..... 2
- 施策 17-3 高齢者のスポーツ・レクリエーション活動の促進..... 2
- 施策 17-4 障がい者のスポーツ・レクリエーション活動の促進..... 3
- 施策 17-5 指導者の確保・活用..... 3
- 施策 17-6 地域スポーツの促進..... 3
- 施策 17-7 スポーツ施設の利便性の向上..... 4
- 施策 17-8 ハイレベルな競技の観戦機会の提供..... 4

基本施策 18 学校体育活動を充実させます。..... 5

- 施策 18-1 指導体制の充実..... 5
- 施策 18-2 安全・安心の確保..... 5

基本施策 19 ウィンタースポーツを推進します。..... 7

- 施策 19-1 「カーリングの街・青森」の推進..... 7
- 施策 19-2 その他ウィンタースポーツの促進..... 7

基本施策 20 競技水準を向上させます。..... 9

- 施策 20-1 ジュニア層の育成強化..... 9
- 施策 20-2 各種競技会への参加支援..... 9
- 施策 20-3 競技団体との連携促進..... 9
- 施策 20-4 優秀な成績を収めた選手及び指導者に対する顕彰..... 10

基本方向 4 誰もが四季を通じて親しめ、感動と元気を生み出すスポーツ・レクリエーション

基本施策 17 スポーツ・レクリエーション活動を推進します。

基本施策 17 現状及び課題

市では、生涯にわたる豊かなスポーツ・レクリエーションの実現を目指し、各種スポーツ教室やイベントを開催するとともに、スポーツ団体が取り組むイベントなどの開催促進など、広くスポーツ・レクリエーション活動の参加機会の提供に取り組んでいます。

また、スポーツ基本法の規定に基づく「スポーツ推進委員」を設置し、スポーツに関する実技指導や助言活動を行うなど、広く市民がスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりにも取り組んでいます。

さらに、スポーツ・レクリエーション活動に取り組むためには「活動に取り組む場」の確保が不可欠なことから、市民体育館を等のスポーツ施設に加え、学校体育施設や市民センター内の体育館など、身近な活動場所の整備を図っています。

スポーツ・レクリエーション活動の推進を図るため、市民の健康増進や体力向上、余暇時間の増大、ライフスタイルの変化などに対応し、子どもから高齢者、障がい者が、楽しめる環境づくりに取り組む必要があります。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を、スポーツ・レクリエーション活動の推進を図っていくための契機として捉え、関係団体と連携し取り組む必要があります。

基本施策 17 施策の体系

省略

施策 17-1 スポーツ・レクリエーション活動への参加機会の提供

【施策 17-1 現状及び課題】

市民のスポーツ・レクリエーション活動への主体的な参画を図るため、これまでのスポーツ教室等の開催をはじめ各団体が実施するスポーツ大会やイベントなどの開催を促進させる必要があります。

体力的な理由によりスポーツを行わない方も多いことから、運動することの重要性や、体力の有無にかかわらず誰でも気軽に取り組める運動の普及啓発に取り組んでいく必要があります。

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックを更なるスポーツ・レクリエーション活動の推進の契機と捉え、市民のスポーツ・レクリエーション活動への参加機会の拡充を図っていく必要があります。

【施策 17-1 施策の展開】

①参加機会の提供

市民のニーズを反映したスポーツに関する各種教室・イベント等の開催や、スポーツ活動に取り組む団体が実施する各種教室やイベント等の開催促進、ウォーキングやニュースポーツなど、日常生活の中で気軽に取り組める運動とともにハイキングやサイクリングなどの野外活動の普及啓発など、関係団体との連携を図りながら、市民のスポーツ・レクリエーション活動への参加機会の提供に取り組めます。

また、スポーツ・レクリエーション活動のニーズ把握を行いながら、子どもから高齢者、障がい者等、誰もが気軽に楽しむことのできる新たな種目の展開も検討します。

スポーツ・レクリエーション活動のニーズの把握と、年齢や体力、場所や道具等の制約を受けず、より気軽

に楽しむことのできる種目の展開も検討します。

②情報の提供

各種スポーツ・レクリエーション情報及び施設の利用状況などわかりやすい情報を様々な媒体を活用しながら市民に提供していきます。

また、各種スポーツ・レクリエーション活動機会を提供する、「総合型地域スポーツクラブ」をはじめとした団体に関する活動内容等の情報を、積極的にPRしながら、スポーツ・レクリエーション活動への参加促進を図ります。

施策 17-2 子どものスポーツ・レクリエーション活動の促進

【施策 17-2 現状及び課題】

大人になってからも積極的にスポーツに取り組むようにするためには、幼児期から身体を動かす習慣や意欲を養う必要がありますが、主として小学生により構成されているスポーツ少年団については、競技種目によっては子どもたちに最も身近な存在である学校単位でスポーツ少年団を設置できないケースが発生しており、一定の地域内で子どもがスポーツ少年団活動に取り組める環境づくりに取り組む必要があります。

また、スポーツ少年団活動の指導者の大半が教職員となっており、教職員の多忙化の一因となっていると同時に、人事異動により活動に支障をきたすことも懸念されることから、地域で子どものスポーツ活動を支援する体制づくりに取り組む必要があります。

子どもを取り巻く生活環境の変化に伴い、外遊びや集団遊びをする機会の減少による体力・運動能力の低下が懸念されており、適正な指導者の下で運動をする機会の提供に取り組む必要があります。

【施策 17-2 施策の展開】

①子どもがスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくり

幼児や小・中学生を対象とした各種スポーツ教室の開催をはじめ、単独でスポーツ少年団が設置できない学校については、複数の小学校によるスポーツ少年団の設置を推進します。

また、教員以外の地域のスポーツ指導者の発掘・育成など、継続的にスポーツ活動が実施できる体制づくりを図るとともに、子どもの発達段階に応じて、身体を動かすことやスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりに取り組みます。

施策 17-3 高齢者のスポーツ・レクリエーション活動の促進

【施策 17-3 現状及び課題】

生きがいづくりや交流機会の拡大を図るため、高齢者のスポーツ・レクリエーション活動への参加機会の拡充が求められています。

高齢者のスポーツ・レクリエーション活動への主体的な参画を促進させるため、高齢者団体が実施するスポーツ大会やイベントなどの開催の促進が求められています。

高齢者の健康増進や体力向上を図るため、運動することの重要性や、高齢者の誰もが気軽に取り組める運動の普及啓発に取り組む必要があります。

【施策 17-3 施策の展開】

①高齢者が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくり

高齢者を対象とした各種スポーツ教室の開催をはじめ、各種スポーツ大会やイベントの開催促進、ウォーキングやニュースポーツなど日常生活の中で気軽に取り組める運動の普及啓発など、関係団体と連携しながら高齢者が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりに取り組みます。

また、スポーツ・レクリエーション活動のニーズを把握しながら、年齢や体力に応じた、より気軽に楽しむことのできるスポーツ・レクリエーション活動の展開も検討します。

スポーツ・レクリエーション活動への参加機会の拡大や、各種情報及び施設の利用状況など、わかりやすい情報提供に取り組みます。

施策 17-4 障がい者のスポーツ・レクリエーション活動の促進

【施策 17-4 現状及び課題】

障がい者の社会参画や生きがいを促進させる上で、スポーツ・レクリエーションの役割はより重要になっており、障がい者のスポーツ・レクリエーション活動への参加機会の拡充が求められています。

障がい者のスポーツ施設利用を促進させるため、人的サポート体制の充実など、ソフト面における利用しやすい施設環境づくりに取り組む必要があります。

障がい者のスポーツ・レクリエーション活動への主体的な参画を促進させるため、障がい者団体が実施するスポーツ大会やイベントなどの開催の促進が求められています。

【施策 17-4 施策の展開】

①障がい者がスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくり

各種スポーツ教室の開催、ソフト面でのサポート体制充実による利用しやすい施設環境づくり、障がい者スポーツ指導員の積極的な活用方策の検討など、関係団体と連携しながら障がい者がスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりに取り組みます。

また、スポーツ・レクリエーション活動のニーズを把握しながら、より気軽に楽しむことのできる活動の展開を検討するほか、参加機会の拡大や、各種情報及び施設の利用状況などわかりやすい情報提供に取り組みます。

施策 17-5 指導者の確保・活用

【施策 17-5 現状及び課題】

スポーツ・レクリエーション活動及び競技力の向上等に向け、指導者の発掘・育成・確保が非常に重要であり、その人材育成が求められています。

スポーツ・レクリエーションを指導する「スポーツ推進委員」の制度は、まだ認知度が低いことから、一層の認知度向上に向けた取組と活動を推進していく必要があります。

【施策 17-5 施策の展開】

①スポーツ・レクリエーション指導者の発掘・育成・確保、活用促進

スポーツ・レクリエーション活動の推進に向け、指導者の発掘・育成・確保が重要であることから、指導者の資質向上を図る研修会の開催等に積極的に取り組みます。

スポーツ推進委員の活用を一層促進するため、派遣システムの活用に向けた情報提供を様々な媒体により行います。

指導者が地域において活動できるよう、関係団体等と連携しながら支援体制を整えるとともに、指導者としての意欲高揚が図れる事業に取り組みます。

施策 17-6 地域スポーツの促進

【施策 17-6 現状及び課題】

生涯を通じたスポーツ・レクリエーション活動の基盤を形成するため、地域の方々が主体的にスポーツに参画する環境づくりに取り組む必要があります。

指導者の活用に向けて、「スポーツ推進委員」制度の更なるPRが必要です。

【施策 17-6 施策の展開】

①地域の方々が主体的にスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりの整備

地域で開催する各種教室やイベントでの実技指導へのスポーツ推進委員の活用などを通じて、地域の方々が主体的にスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりに取り組みます。

また、各種情報及び施設の空き状況などわかりやすい情報提供に取り組みます。

施策 17-7 スポーツ施設の利便性の向上

【施策 17-7 現状及び課題】

市のスポーツ施設の中で築 30 年を経過した施設があり、スポーツ活動に取り組める場の確保に向け、これまで以上に適切な保守管理に努めていく必要があります。

既存施設の耐用年数等を考慮しながら、市民が活用できるスポーツ施設を確保するためにも、将来的な市のスポーツ施設のあり方について、検討する必要があります。

既存のスポーツ施設全般について、利用状況等の一層の情報提供に取り組む必要があります。

【施策 17-7 施策の展開】

①施設の機能維持、利便性の向上

市のスポーツ施設については、老朽化が進んでいるものもあり、これまで以上に施設の指定管理者と連携した保守管理に細心の注意を払う必要があります。

また、必要に応じて適切な修繕を行うなど、市民が安心してスポーツ・レクリエーション活動に取り組める場としての機能維持に努めます。

スポーツ・レクリエーション活動に取り組める施設に関する利用情報や、各施設で実施する各種教室・イベント情報の積極的な提供に取り組みます。

②将来的な施設のあり方の検討

スポーツ施設について老朽化への対応や施設機能の見直し等、将来的な市全体のスポーツ施設のあり方について、検討を行います。

施策 17-8 ハイレベルな競技の観戦機会の提供

【施策 17-8 現状及び課題】

スポーツへの関心や参加意欲の向上を図るため、地元を本拠地とするプロスポーツチーム等をはじめとするハイレベルなスポーツ競技のゲームの誘致等により、市民に高い競技水準のスポーツを観戦できる機会を提供していく必要があります。

【施策 17-8 施策の展開】

①情報提供による観戦機会の充実

地元を本拠地とするプロスポーツチーム等の情報を発信するとともに、関係機関と連携して、各種スポーツゲームの誘致等により市民が高い競技水準のスポーツを観戦できる機会の充実を図ります。

基本施策 18 学校体育活動を充実させます。**基本施策 18 現状及び課題**

本市の児童生徒の体力の状況は、全国と同水準となっているものの、体力水準が高かった昭和 60 年頃と比較すると依然として低い状況となっており、今後とも筋力、持久力、柔軟性など体力向上にバランスよく取り組む必要があります。

このことから、体育・保健体育の授業における運動量の確保や、児童生徒の発達の段階に見合った運動実践ができるよう、学校体育活動の一層の充実を図ることが求められているほか、児童生徒が学校体育に安心して取り組むことができるよう、スポーツ事故やスポーツ障害の防止をはじめとした安全性の向上にこれまで以上に努める必要があります。

基本施策 18 施策の体系

省略

施策 18-1 指導体制の充実**【施策 18-1 現状及び課題】**

学習指導要領では、運動する子どもと運動しない子どもの二極化の傾向や、子どもの体力低下傾向が依然として深刻な問題となっていることから、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育成し、体力の向上を図ることが重視されているほか、体育・保健体育の授業における運動量の確保や、児童生徒の発達の段階に見合った運動実践ができるよう、学校体育活動の一層の充実を図ることが求められています。

【施策 18-1 施策の展開】

①教員の指導力や資質の向上

教員の専門性を高めるための校外研修や、自校の課題解決のための組織的な校内研修の日常化などを通じて、教員の指導力や資質の向上を図ります。

②積極的に体を動かす習慣を身に付けたりするための取組の充実

体育・保健体育の授業以外に、子どもたちが運動遊びやスポーツをしたり、積極的に体を動かす習慣を身に付けたりするための取組の充実を図ります。

③外部指導者の活用推進による学校体育活動の活性化

スポーツ団体等と連携した、部活動を含む学校体育活動全般における外部指導者の活用を進め、学校体育活動の活性化を図ります。

施策 18-2 安全・安心の確保**【施策 18-2 現状及び課題】**

児童生徒が学校体育に安心して取り組むことができるよう、スポーツ事故やスポーツ障害の防止をはじめとした安全性の向上に、これまで以上に努める必要があります。

また、平成 24 年度から中学校において武道が必修化されたことに伴い、より安全で円滑な指導の充実に取り組む必要があります。

【施策 18-2 施策の展開】

①スポーツ事故やスポーツ障害防止等に関する知識の普及啓発

安全・安心に学校体育活動に取り組む環境づくりを進めるため、スポーツドクターとの連携によるスポーツ医・科学を活用したスポーツ事故やスポーツ障害防止等に関する知識の普及啓発に取り組みます。

②武道の授業における安全指導の徹底

保健体育科教員を対象とした研修講座を開催することにより、引き続き、安全に配慮した実践的指導力の向上に取り組みます。

また、授業においては、教育委員会が作成した「武道の授業における安全指導のためのガイドライン」に即した指導により、安全な指導を徹底します。

基本施策 19 ウィンタースポーツを推進します。**基本施策 19 現状及び課題**

本市では、冬でも気軽に楽しめるスポーツ・レクリエーション活動としてカーリングの振興に取り組んでおり、その一環として「カーリングの街・青森」の実現に向け、施設整備(スポーツ会館)をはじめ、全国高等学校カーリング選手権大会や小・中学生カーリングチャレンジカップを毎年開催し、カーリング人口の裾野拡大を図るとともに、国際大会や全国大会の誘致にも積極的に取り組み、市民にカーリングに対する興味、関心を高める事業の展開を図っています。

また、スキーやスケートなど多様なウィンタースポーツに対応可能な施設環境や、本市の気候特性を活用したイベントの開催や小学校のスキースロープの設置助成など、ウィンタースポーツ全般の活動促進に取り組んでいます。

しかしながら、これらの取組が競技力向上に繋がっていない状況となっていることから、競技力の向上を図っていくため、競技人口の拡大と、競技団体との連携による選手の育成と指導者の発掘・育成・確保に努める必要があります。

基本施策 19 施策の体系

省略

施策 19-1 「カーリングの街・青森」の推進**【施策 19-1 現状及び課題】**

他自治体では通年利用が可能なカーリング場を整備していることから、本市においても施設状況を考慮しながら、当初の年間4か月から9か月まで利用期間の延長を図ってきました。

しかしながら、全国的に競技水準の向上がスピードアップしている中、本市のカーリング環境は、全国的に見て優位な状況ではなくなってきたことから「カーリングの街・青森」の実現に向けた取組をハード、ソフト両面で更に強化していく必要があります。

【施策 19-1 施策の展開】**①カーリング人口の裾野拡大**

全国高等学校カーリング選手権大会や市内の小・中学生カーリングチャレンジカップの開催により、若手選手の競技力向上及びカーリング人口の裾野拡大を図ります。

②カーリングのまちづくりへの活用

「カーリングの街・青森」が全国的に認知され、観光、教育、地域活性化などといった、まちづくりに活用されるよう、国際的・全国的な大会の誘致や国際競技大会で活躍できる選手及びチームの輩出などに取り組めます。

施策 19-2 その他ウィンタースポーツの促進**【施策 19-2 現状及び課題】**

市のウィンタースポーツ施設の利用者数やウィンタースポーツイベントの参加者数が減少しており、気軽にウィンタースポーツに親しめる環境づくりについて、さらに検討する必要があります。

【施策 19-2 施策の展開】

①ウィンタースポーツに取り組みやすい環境づくり

冬期間における運動不足を解消し、活発にスポーツ活動に取り組んでいただけるよう、既存のウィンタースポーツ施設の適正な保守管理及び積極的な情報提供に努めるとともに、スキー振興に向けたスキー教室や小学校の校庭を活用したスキースロープの設置助成、さらにはウィンタースポーツ活動に取り組む団体に対する後援等を通じた各種教室や気軽に参加できるイベントの開催促進など、ウィンタースポーツに取り組みやすい環境づくりに努めます。

基本施策 20 競技水準を向上させます。**基本施策 20 現状及び課題**

市では、競技水準の向上を図るため、スポーツ少年団の運営支援や小・中学生を対象とした各種スポーツ大会(競技会)の開催支援などにより、競技人口の裾野拡大に取り組んでいます。

また、競技水準の向上に主体的な役割を担っていただく競技団体や全国大会等に出場する選手に対し支援をしているとともに、「スポーツ賞・スポーツ奨励賞」の顕彰を行い、競技意欲の向上を図る取り組みを行っています。

市全体の競技水準の向上に向け、国際大会やプロスポーツレベルの選手を育成することが必要であり、そのためにも、確かな指導力を有する指導者の発掘・育成・確保が求められています。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック等を見据え、優秀なジュニア層の育成に取り組む必要があります。

基本施策 20 施策の体系

省略

施策 20-1 ジュニア層の育成強化**【施策 20-1 現状及び課題】**

スポーツへの関心が高く、技術の習得意欲も旺盛な中学生以下のジュニア期における適切な選手育成が、その後の競技力の向上に大変重要な役割を果たすことから、より効果的な指導體制の構築など、競技団体とも連携しながら優秀な選手を発掘・育成するための対策に取り組む必要があります。

【施策 20-1 施策の展開】

①ジュニア層の強化

これまでの小・中学生を対象としたスポーツ大会の開催支援などに加え、トップレベルの選手又は指導者による講習会や実技指導などの開催や、競技団体との連携のもと、各種大会等において優秀な選手を発掘し、適切な指導により育成できる体制づくりについて検討を行うなど、ジュニア層の強化に取り組みます。

施策 20-2 各種競技会への参加支援**【施策 20-2 現状及び課題】**

高い競技レベルを目指す選手への支援は、その後の競技意欲の向上に大いに資することから、本市を代表して世界大会や全国大会などに出場する選手に対し、これまでの支援策も含め検討していく必要があります。

【施策 20-2 施策の展開】

①出場選手等に対する支援

青森県民体育大会、国民体育大会などに出場する選手等に対し、引き続き支援するとともに、本市を代表する選手が海外の大会に出場することもある現状を踏まえ、効果的な支援策のあり方について検討します。

施策 20-3 競技団体との連携促進**【施策 20-3 現状及び課題】**

競技水準を向上させるため、その主体的な役割を担う競技団体の活動促進に向けた取り組みを進めるとともに

に、競技団体と連携しながら、トップアスリートを目指す選手に対して適切な指導を行うことができる指導者の発掘・育成・確保に取り組む必要があります。

【施策 20-3 施策の展開】

①競技団体の活動促進と指導者の発掘育成

競技力の向上に主体的な役割を担う競技団体に対し、支援策を継続していくとともに、市全体の競技力向上に向けた底上げを図るための競技団体の連携を強化します。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック等を見据え、各競技団体の指導力強化に向け、指導者の発掘・育成・確保に努めます。

施策 20-4 優秀な成績を収めた選手及び指導者に対する顕彰

【施策 20-4 現状及び課題】

競技水準の向上を図るため、優秀な成績を収めた選手・団体に対する顕彰のほか、その指導者の指導意欲の向上を図るため、指導者に対する顕彰にも取り組んでいます。

高度な専門技術を有する意欲ある優秀な指導者の発掘・育成について、より効果的な方法を検討する必要があります。

【施策 20-4 施策の展開】

①顕彰制度による競技意欲や指導意欲の向上

東北大会以上の大会で優秀な成績を収めた選手、団体を対象とした顕彰に加え、全国大会以上の大会で優秀な成績を収めた選手の指導者を対象とした顕彰制度などを通じて、競技意欲や指導意欲の更なる向上を図ります。